

「米子市小規模土地改良事業とは？」

(概要)

工事が簡易で地元施工する場合に、材料を現物支給します。

※個人の施設は対象外です。(暗渠排水を除く)

※支給は10万円(コンクリート製品を含む場合は30万円)を超えない範囲となります。

(主な事例)

- ・未舗装農道の補修をするための真砂土・碎石の支給
- ・土水路の農業用水路を改修するためのコンクリート水路製品の支給



(事例) 真砂土による農道補修

① 申請書の提出



- ・「小規模土地改良事業施行申請書」の申請者記入欄に記載して、市に提出してください。
- ・工事位置図(材料置場も記載)、現場写真(工事着手前の起点・終点等)を添付してください

② 材料の支給



- ・市が申請内容を査定し認定された後に、材料の手配をします。
- ・材料の手配ができ次第、市が電話等で納品時期や置場を確認して、支給します。

③ 地元による施工



- ・支給された材料を使用し、地元で施工してください。
- ・完成予定日から遅れるようであれば、市にご連絡ください。なお、年度内に完成させてください。

④ 完了報告書の提出

- ・工事が完成しましたら、速やかに「小規模土地改良事業 完了報告書」の申請者記入欄に記載して、市に提出してください。なお、年度内に提出してください。
- ・工事完了写真(起点・終点等)を添付してください。
- ・完了報告書の提出後、市で現地確認等による検査を行います。検査結果により、施工の不備などがあった場合は、立会を求める場合があります。

申請書などの様式は、  
米子市農林課HPにあります。

お気軽に  
お問い合わせください。



【お問い合わせ先】 経済部農林水産振興局農林課 土地改良担当  
 〒683-0067 米子市東町161-2 市役所第2庁舎4階  
 TEL:0859-23-5230 FAX:0859-23-5228 Eメール:nourin@city.yonago.lg.jp  
 総合政策部淀江振興課 事業担当  
 〒689-3492 米子市淀江町西原1129-1 淀江支所1階  
 TEL:0859-56-3165 Eメール:yodomachi@city.yonago.lg.jp